

各部課長等各位

企画調整部長 佐々木 俊哉
(公印省略)

令和2年度予算執行方針について（通知）

にかほ市財務規則（以下「市財務規則」という。）第13条に基づき、次のとおり令和2年度予算執行方針を定めたので通知します。

予算執行方針の趣旨を貴所属職員に周知徹底するとともに、予算の適切・適正な執行に努めるようお願いします。

◎ 予算編成及び財政見通しについて

令和2年度の一般会計予算は、健全財政の維持を前提に、「第2次にかほ市総合発展計画」に掲げるまちづくりの基本理念のもと、同計画に基づく諸施策や「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要施策を積極的に推進するものとし、市長公約の実現に向けた事業を軸に予算配分を行い、予算総額は対前年度比15.1%増（以下、増減はすべて対前年度比）の147億3,927万9千円となったところである。

予算編成にあたっては、「人口減少の克服」と「地方創生」の実現に向け、市民が誇れるまち、みんなが憧れるまちを目指し、「子育て支援の充実」など市民福祉の向上に努めるとともに、市の更なる魅力向上のため、「交流人口の拡大」や「移住定住の促進」などの施策に重点を置いている。

予算概要について、歳入では、市税を給与所得の減少などを見込み3.1%減の26億5,049万円、地方交付税を前年度と同額の52億円、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債を9.6%減の3億1,900万円と見込み、一般財源総額を4.6%増の96億7,757万3千円としている。この主な増加要因は、ガス事業譲渡に伴う清算関連予算（ガス事業貸付金収入及び清算特別会計決算剰余金）の計上による臨時的要因によるものであり、経常的な一般財源は減少している。

次に、歳出においては、人件費を会計年度任用職員制度の導入などにより12.4%増の25億959万6千円、扶助費を福祉医療費などの増加を見込み0.2%増の23億3,103万5千円、公債費を市債の償還終了などにより0.2%減の16億4,252万2千円とし、これら義務的経費の予算総額に占める割合は44.0%と依然として高い割合を占めている。このほか、屋内運動施設整備事業や小中学校空調設備整備事業の実施などにより投

資的経費を70.5%増の20億2,261万5千円、ふるさと納税の増加やガス事業貸付金の返済などを見込み、積立金を571.5%増の8億7,885万5千円などとしている。

令和2年度予算における予算収支は、5億8,837万1千円の黒字であるものの、特殊事情（ガス事業譲渡に伴う清算関連予算）を除く実質的な予算収支は、1億6,999万1千円の赤字（歳出超過）となっている。

今後の財政見通しは、歳入では、自主財源の根幹をなす市税は人口減少や景気の不透明感などから今後も大幅な増収を見込めず、地方交付税も合併特例加算の段階的縮減や人口減少などによる減収が見込まれるなど、厳しい状況が続く見込みである。他方、歳出では、少子高齢化の進行などによる社会保障費の増加や公共施設の老朽化対策等経費の増加、会計年度任用職員制度の導入等による人件費の増などにより、収支不足の拡大化が懸念される。

これらの状況を踏まえ、引き続き、歳入確保と歳出抑制に取り組むとともに、効率的かつ効果的な予算執行に努めるものとし、予算執行にあたっては、以下の基本方針により適宜・適切に対応するものとする。

1. 全般的事項

- (1) 予算の執行にあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の再精査を行った上で年間執行計画を作成し、予算に計上した事業の目的が十分に達成できるよう、適正な執行を図ること。

また、市民との関わりのある予算については、市民の意見を広く聴き、協働の考え方を取り入れる工夫をした予算執行に努めること。

- (2) 施策の推進にあたっては、関係団体をはじめ市民に広く周知し、十分に理解と協力を求めるとともに、効率的な予算執行を図るため、事前に関係部課等との十分な連絡調整を行い、執行にあたって支障のないよう対応すること。

また、「第2次にかほ市総合発展計画」及び「第2期にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の進捗状況を常に意識し、重要業績評価指標（KPI）の目標達成に向け、工夫と改善を加えながら、より効果的な事業執行に努めること。

- (3) 補助事業等については、国・県の施策見直し等により、補助金等の特定財源が当初見込みよりも減額される見通しとなった場合には、原則として当該事業は執行停止とする。少額でも一般財源へ振り替わる場合には、必ず、事前に総合政策課長と協議すること。

- (4) 補助事業等の執行にあたっては、補助基準、条件等の遵守を徹底し、常に財源を意識した事業執行に努めること。

- (5) 投資的事業については、国・県の動向に十分に留意し、コストの更なる縮減等を図り、他の工事との関連、実施時期等を見極め、円滑・着実な執行に努めること。

最終工期は、令和3年3月15日（月）とする。

ただし、工期の遅れ等により年度内完成が危ぶまれるものについては、その事態が判明した時点で、速やかに総合政策課長と協議を行い適切に対応すること。

やむを得ず予算の繰越を行う場合は、繰越明許費の繰越によることを原則とし、3月補正までに予算措置を行うこと。また、事故繰越は、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故（災害等）のため年度内に支出が終わらなかったもののみが対象であることを、十分留意すること。

- (6) 令和元年度から令和2年度への繰越明許費については、早期に適正な執行及び完了に努めること。
- (7) 行財政改革については、令和2年3月策定の『にかほ市行財政改革大綱「第4次（令和2～6年度）計画」』を基本に、行政コスト削減等に積極的に取り組むこと。
- (8) 市財務規則第117条（随意契約によることができる場合）の上限額を超える契約は、原則として公平かつ経済性のある競争入札による契約とすること。
- (9) 職員は、「にかほ市自治基本条例」及び「第2次にかほ市総合発展計画」に基づき、『市民との協働のまちづくり』の推進を念頭に置き、市民のために予算を執行するという自覚を持つこと。具体的な事務事業の執行に当たっては「何を目的として誰のために行うのか」を常に意識するとともに、市民ニーズ等を的確に把握し、行政サービスの充実と向上に努めること。
- (10) 監査委員による指摘事項（決算審査、定期監査等）については、改善し、適正な執行に努めること。
- (11) 予算執行時に事業内容の変更や新たな予算措置が必要となった場合には、事前に総合政策課長と協議すること。

2. 歳入に関する事項

- (1) 市税及び国民健康保険税等の徴収については、現年課税分の納期内納入に努めるとともに、県との連携や収納対策推進本部による全庁的な取り組みなどにより、滞納整理を促進し、一層の収納率向上に努めること。また、滞納整理による不納欠損等については、法令に基づき適正に対応すること。
- (2) 各種負担金・使用料等については、常に納期内納入に努め、未収金が発生しているものについては、徴収の取り組みを強化し、収納率の向上に努めること。
- (3) 国・県の補助金については、制度改正等、常に動向を的確かつ速やかに把握するため情報収集に努め、最大限の確保を図るために適切な対応を執ること。
- (4) 所管する市有財産を有効活用し財源を確保する取り組みを継続すること。

- (5) ふるさと納税の取り組みを強化するとともに、広告収入やクラウドファンディングの導入など新たな財源について、積極的に検討し、財源確保に努めること。
- (6) 歳入予算の調定については、市財務規則を遵守し、調定の手続き、時期等、的確に行うこと。
- (7) 歳入全般について、最低限、予算計上額を確保するとともに、さらに増収に努めること。

3. 歳出に関する事項

- (1) 各事業の執行にあたっては、最少の経費で最大の効果を上げることが基本に、より一層の経費縮減に努めるとともに、事業効果の向上を図ること。
- (2) 委託事業については、実施時期、費用対効果等を再検証し、効率的な執行に努めること。また、指定管理者制度を導入した施設については、適切な管理運営が行われるように対応すること。
- (3) 事業の進捗に大きな影響を与える各種調査・設計委託等については、翌年度の予算編成に支障をきたさないよう早期発注・早期完成に努めること。
- (4) 補助金等の交付にあたっては、事業内容を精査し、にかほ市補助金等の交付に関する規則（以下「市補助金規則」という。）及び各交付要綱等により適正に執行するとともに、最も効果的、効率的に実施されるよう対応すること。実績報告書は遅滞なく提出するよう指導するとともに、経理、使途、成果等を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこと。
- (5) 時間外勤務手当については、ノー残業デーの徹底、代休制度の活用を図るとともに、課長、班長が常に職員の業務内容を把握しながら、事務改善等により削減に努めること。
- (6) 「予算を使い切る」という概念を払拭し、効率的な予算執行や契約請差等により不用となった予算は、減額補正あるいは不執行とすること。なお、止むを得ず執行しなければならない場合は、事前に総合政策課長と協議すること。
- (7) 工事の発注や備品購入等については、地域経済対策の観点から、これまでと同様に、市内企業（業者）への受注機会の確保に努めること。
- (8) 「にかほ市障がい者就労施設等優先調達方針」により、同施設への発注に配慮すること。
- (9) 会計年度任用職員制度への対応については、総務課人事秘書班の指示に従うこと。

4. 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、独立採算性の原則に則り、一般会計からの繰入金などに依存することなく、健全財政の保持と効率的かつ効果的な事業運営に努め、積極的に歳入確保を図るなど、経営的な視点を持って執行に努めること。

5. 予算配当

市財務規則第15条の規定に基づく歳出予算の配当は、年度当初における全額配当とする。